

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務（以下「本業務」という。） 一式

(2) 業務の仕様

別添インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで。

なお、11（1）の環境構築は令和 9 年 1 月 31 日までに完了するものとし、11（2）に掲げるサービス等の提供及び運用保守の期間（以下「運用保守期間」という。）は令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 8 月 28 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 5 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 5 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付発出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

3 契約をする者

鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

4 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

5 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
電話 0857-26-7968
電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和8年8月25日（火）から同年9月24日（木）までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月25日（火）から同年9月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月5日（月）午後2時
ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札についての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより5の（1）の場所に令和8年8月31日（月）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年9月4日（金）までにインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）により一括して閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- （1）本件入札に参加を希望する者は、8の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により5の（1）の場所に令和8年9月24日（木）午後5時までに提出すること。
- （2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- （1）入札参加資格確認書（様式第1号）
- （2）2の（3）を証するもの（電気通信事業に係る届出又は登録について監督行政庁が認めた通知等の写し）

9 入札参加資格の審査について

- （1）7の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年9月29日（火）までに通知する。
- （2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年9月30日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- （3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年10月1日（木）までに書面により回答する。

10 入札条件

- （1）入札は紙により行うものとし、入札書は所定の書式（様式第4号）を使用すること。
- （2）入札書の入札金額欄に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、仕様書の5に記載している範囲に係る一切の費用とすること。

また、11で示す月額費用を併せて記載すること。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

さらに、入札書の月間の最大トラフィック超過分の利用料金単価欄に、仕様書の6の（2）に記載している、月間の最大トラフィックの実績が、想定する月間の最大トラフィックを上回った場合の当該月間の最大トラフィック超過分の利用料金に係る1Mbpsあたりの単価を記載すること。

- （3）契約に当たっては入札書に記載した入札金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度の支払額については、契約金額総額に対して概ね次の割合とする。

年度	契約金額総額に対する割合
令和9年度	約 1 / 5
令和10年度	約 1 / 5
令和11年度	約 1 / 5
令和12年度	約 1 / 5
令和13年度	約 1 / 5

- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3号）を5の（5）（郵便等による入札の場合は5の（1））の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (5) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- 郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。
- また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 契約条件

- (1) 契約金額には環境構築に係る費用及びサービス等の提供及び運用保守に係る費用を含むがその区分は次のとおりとする。

なお、環境構築に係る費用は、運用保守期間の月数で分割し、運用保守に係る各月の費用と併せて支払う。

ア 環境構築

- (ア) インターネット接続用メイン回線及びインターネット接続用バックアップ回線の回線終端装置設置及び設定
- (イ) グローバル IP アドレスの付与
- (ウ) ドメインの取得
- (エ) セカンダリ DNS の設定
- (オ) その他、上記以外の円滑な環境構築に必要な調整及び設定作業等

イ サービス等の提供及び運用保守

- (ア) メイン回線サービス及びバックアップ回線サービスの提供及び保守作業
- (イ) グローバル IP アドレス、ドメイン及びセカンダリ DNS の維持管理
- (ウ) トラフィック利用状況の四半期報告（報告の内容、時期及び方法については発注者と協議

して決定する。)

(エ) その他、上記以外のサービス等の提供及び運用保守に必要な作業等

- (2) 月間の最大トラフィックの実績が、想定する月間の最大トラフィックを上回った場合、当該月間の最大トラフィック超過分の利用料金については、1Mbps あたりの単価により算出する費用を支払う。(1Mbps 未満の端数は切り捨てとする。)

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 14 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を 5 の (5) (郵便等による入札の場合は 5 の (1)) の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札 (5 の (4) の郵便等による入札の場合を除く。)
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (11) 協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退

出来ないものとする。

15 契約書作成の要否
要

16 手続における交渉の有無
無

17 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、

特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 12 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、5 の (1) の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第 6 号) を、5 の (1) の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。